

【別紙】

次の1から5のいずれかの条件に該当し、他の模範となる功績顕著な者、団体を表彰対象とする。社会福祉法人以外の民間の施設・事業所等職員についても積極的に推薦されたいこと。ただし、本年11月1日現在で、2については、老人クラブ、母子・寡婦、身体障害者関係団体、3については、保育、母子・寡婦、5については、母子・寡婦、身体障害者関係者として従事している場合については別の表彰式において表彰しているため除くものとする。

1. 民生委員・児童委員(主任児童委員含む。以下同じ)

- (1) 民生委員・児童委員としての活動期間が本年11月30日現在で20年以上の者
ただし、民生委員協議会の会長の職にある者、または会長の職にあった者については、活動期間が18年以上の者
- (2) 民生委員・児童委員として過去に石川県社会福祉協議会長の表彰を受けた者
- (3) 民生委員・児童委員として過去に知事表彰(感謝状を除く。)を受けたことのない者

2. 社会福祉事業関係団体役員等

- (1) 民間社会福祉団体において、役員については、役員としての活動期間が本年11月1日現在で20年以上、職員については、職員としての活動期間が25年以上の者
- (2) 社会福祉事業関係団体の役員または職員(H17までは「社会福祉団体役職員」として過去に石川県社会福祉協議会長等の表彰を受けた者
- (3) 社会福祉事業関係団体の役員または職員(H17までは「社会福祉団体役職員」として過去に知事表彰(感謝状を除く。)を受けたことのない者

※社会福祉法人の本部に勤務している場合は本区分での表彰となります。

3. 社会福祉事業従事者

- (1) 社会福祉事業従事者(訪問介護員、地域包括支援センター職員を含む)としての活動期間が本年11月1日現在で、施設長及び直接処遇職員については15年以上、その他の職員については20年以上の者
- (2) 社会福祉事業従事者(H17までは「社会福祉施設職員」及び「訪問介護員」として過去に石川県社会福祉協議会長等の表彰を受けた者
- (3) 社会福祉事業従事者(H17までは「社会福祉施設職員」及び「訪問介護員」として過去に知事表彰(感謝状を除く。)を受けたことのない者

4. ボランティア活動者及び活動団体(社会福祉に関するものに限る。)

- (1) ボランティア活動に従事し、その活動期間が本年11月1日現在で、10年以上の者又は団体
- (2) ボランティア活動者または活動団体(H17までは「社会奉仕活動者及び活動団体」として過去に石川県社会福祉協議会長等(ただし、(財)いしかわ子育て支援財団(現公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団)理事長を除く)の表彰を受けていること
- (3) ボランティア活動者または活動団体(H17までは「社会奉仕活動者及び活動団体」として過去に知事表彰(感謝状を除く。)を受けたことがないこと
- (4) 過去に県社会福祉協議会長の表彰を受けたボランティア活動者及び活動団体で、知事表彰を受けていない個人・団体について、積極的に推薦されたいこと

5. 各種相談員

- (1) 各種相談員として活動期間が本年11月1日現在で10年以上の者
- (2) 各種相談員として過去に知事表彰(感謝状を除く。)を受けたことのない者

石川県社会福祉、国民健康保険、介護保険、医療、公衆衛生及び生活衛生に関する功労者等の知事表彰要綱(抜粋)

(要旨)

第1条 この要綱は、石川県健康福祉部が所管する社会福祉、国民健康保険、介護保険、医療、公衆衛生及び生活衛生に関する功労者、優良団体、優良施設及び優良地区に対し、知事が行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 社会福祉功労者表彰

2 社会福祉功労者表彰は、次の条件を具備している者で、社会福祉に特に顕著な功績のあった者を表彰する。

職 種	活 動 年 数	そ の 他
民生委員・児童委員	20年以上 会長経験者については18年以上	県社会福祉協議会長の表彰を受けた者
社会福祉事業関係団体 役員等	役員は20年以上 老人福祉団体にあつては10年以上 職員は25年以上	県社会福祉協議会長等の表彰を受けた者
社会福祉事業従事者	施設長及び直接処遇職員(訪問介護員を含む)は15年以上 保育所及び幼保連携型認定こども園にあつては20年以上 その他の職員は20年以上	
ボランティア活動者及び活動団体	10年以上	
各種相談員	10年以上	

※訪問介護員については社会福祉法人以外の民間の施設・事業所等職員についても積極的に推薦されたいこと

調書作成にあたっての注意事項

- 1 楷書で正確に記載すること。
- 2 活動期間は、**民生委員・児童委員**については11月30日現在、**その他**については11月1日現在で記載すること。
- 3 年齢は、**民生委員・児童委員**については11月30日現在、**その他**については11月1日現在で記載すること。
- 4 活動期間と年齢のほかは、調書作成時点で記載すること。
- 5 所属名については、団体役員等は団体・法人名を、社会福祉事業従事者・介護老人保健施設職員については、施設・事業所名を記載すること。
- 6 現住所については、民生・児童委員等個人については個人の住所を記載すること。
- 7 **経歴概要等から活動期間を読み取ることができるよう、詳しく記載すること。**

【例】	(経歴)	(自)	(至)	(活動期間)	
		年月日	年月日	年	月
	民生委員・児童委員	H11.12.1	H14.11.30	3	0
	一旦辞任後、民生委員・児童委員再任 現在に至る	H17.12.1	R4.11.30	17	0
	〇〇市民生委員協議会会長に就任 現在に至る	H27.12.1	R4.11.30	7	0

- 8 功績概要については、功績の内容を詳しく、具体的に記載すること。
社会福祉事業従事者について、**正規(常勤)職員**であること、かつ、**直接処遇(利用者と日常的に直接接して働いている)**かどうかを示すこと。
※非正規(非常勤)職員等は受賞の対象外(ただし、正規職員と同時間、同内容で働いている場合は対象となる)
※直接処遇職員の場合、活動年数15年で受賞可能(その他職員は活動年数20年が必要となる)
- 9 表彰歴は、表彰を受けた期日の順序に従って、表彰を受けた年月日、表彰名(正式名称)及び表彰の事由を記載すること。
なお、**石川県社会福祉協議会会長等の表彰歴は必ず記載すること。**
- 10 調書の取扱いについては、部外秘とすること。
- 11 調書をとりまとめのうえ、一覧表もあわせて提出すること。